

株式会社 シェアハート

訪問看護ステーション シェアハート

運営規程

訪問看護ステーション シェアハート

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社シェアハート（以下「事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションシェアハート（以下、「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、訪問看護を提供することのより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるように努めなければならない。
- 2 事業所は、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない
 - 3 事業所は事業の運営にあたって、必要な良き訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - 4 事業所は事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」とう。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うとし、第3者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションシェアハート
- (2) 所在地 秋田県秋田市土崎港中央5丁目1番13号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤職員）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、

管理上支障のない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある事業所、施設

等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上（うち1名以上は常勤職員）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。介護予防も含む。

(営業日及び営業時間等)

第6条 営業日及び営業時間は次の各号のとおりとする

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月31日及び事業者が定める休
日を除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書の基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し

医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者がかかりつけ医に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、看護計画書を作成し訪
問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医
師会、関係市町村等、関係機関に求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 指定訪問看護及び指定介護訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事および排泄等日常生活の世話

- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師のお指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第 10 条 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 事業所は、基本利用料として介護保険法又は健康保険法等に規程する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

2 事業所は、基本利用料のほか、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

3 前項の費用の支払いを受け取る場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨に文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 事業所が通常業務を行う地域は、秋田市とする。但しこれ以外は相談に応じる。

(相談・苦情対応)

第 13 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第 14 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結に日から 2 年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、

また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後 1 か月以内の初任者研修
 - (2) 年 2 回以上の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は 3 年間、諸記録は 5 年間保管とする）

(附則)

この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。